

## 随意契約によることとした理由

### 1 件名

西部水資源再生センター脱水ケーキ処理業務その1（セメント化）〔単価契約〕

### 2 業務概要

本業務は、西部水資源再生センターから発生する脱水ケーキについて、セメント化工場への収集運搬並びにセメント化を行う業務である。

### 3 契約の相手方

#### (1) 所在地

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

#### (2) 商号又は名称

UBE三菱・河津産業西部脱水ケーキ処理業務共同企業体

### 4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

### 5 随意契約によることとした理由

西部水資源再生センターから発生する脱水ケーキのセメント化の委託に当たっては、当該案件に係る一般競争入札の公告を令和6年2月6日に行ったものの、応札者がなく当該入札は不調となった。

本業務は、西部水資源再生センターの汚泥燃料化施設が定期修繕や故障等により一時的に能力低下した場合、汚泥燃料化施設で処理できない脱水ケーキの外部搬出を行うものである。中でも汚泥燃料化施設が突発的な故障等により運転できなくなった場合、その時点から緊急で特命随意契約の手続を行ったのでは外部搬出が間に合わないこととなるため、本業務は継続的な履行が必要であり、これまで毎年、年間と通じた契約を行っている。

当該案件の不調を受けて調査を行った結果、セメント需要の低下によるセメント化事業縮小並びに脱水ケーキの搬出が不定期であることから安定的な業務ではないという理由により、本市競争入札参加資格者による共同企業体で当該業務を応札する業者はないが、現在登録外の業者の中には共同企業体を構成して入札に参加する意思を持つ者がいることが判明した。

現在登録外の業者が本市の競争入札への参加資格を得るため、3か月に1度行われる追加登録を行っての競争入札へ参加は、早くとも令和6年7月となる見込みである。

脱水ケーキの処理は、水資源再生センターを正常に運転するためには必要不可欠であり、必要となった時に外部搬出できない場合、下水処理に支障を来し、市民生活に多大な影響を与える。

水資源再生センターは一時も止めることができない施設のため、履行期間は令和5年度契約終了後の令和6年4月1日とし、登録外の業者が本市の競争入札への参加資格を得る見込みである令和6年7月までの期間についても契約を締結する必要がある。

よって、一般競争入札で再公告し、新たな契約を締結するまでの間を契約期間として、上記3の相手方との特命随意契約を締結するものである。